

平成28年2月9日（火）
国土交通省関東地方整備局
河川部
利根川上流河川事務所
利根川下流河川事務所
江戸川河川事務所
高崎河川国道事務所

記者発表資料

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」の変更について

国土交通省関東地方整備局では、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」の変更に向けた取組を進めてきました。

このたび、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」を平成28年2月9日に変更しましたので、お知らせいたします。

変更した「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】」（別添）は、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

また、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更案）」について、河川法第16条の2第5項に基づき、関係都県知事のご意見をお聴きしており、これについても、あわせて関東地方整備局ホームページにお示ししています。

◆国土交通省関東地方整備局ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

→ 河川 → 社会資本整備 → 河川整備基本方針、整備計画 → 利根川水系河川整備計画
→ 利根川水系利根川・江戸川河川整備計画 → 利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】（平成28年2月変更）
<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000044.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ
茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会
千葉県政記者会、都庁記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局
河川部 河川計画課 TEL：048-601-3151（代表）
河川部 河川調査官 高橋 伸輔（内線 3513）